

**大阪市中央区ビルでの火災事故を踏まえ、
以下のことについてご注意ください！**

広告塔等 の設置について 建築基準法にもルールがあります！

※広告塔等⇒建築基準法施行令第138条第1項第3号に該当するもの

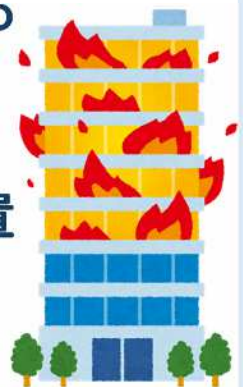


既に設置されている広告塔等も今一度**チェック**をお願いします

- ☒ **高さが4 mを超える広告塔等を設置するとき**
建築基準法に基づく確認申請が必要です。



- ☒ **防火地域内で建築物の屋上に広告塔等を設置するとき**
- ☒ **防火地域内で高さが3 mを超える広告塔等を設置するとき**



広告塔等の主要な部分を「不燃材料」で造るか覆う必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

建築基準法への対応

全地域	高さ 4 m 超	建築確認申請が必要
	高さ 4 m 以下	建築確認申請が不要
防火地域内	建築物の屋上に設置	広告塔等の主要な部分を「不燃材料」で造る又は覆う必要あり
	高さ 3 m 超	
上記以外の広告物		広告塔等の主要な部分で「不燃材料」以外を使用可能

防火地域内外の確認について

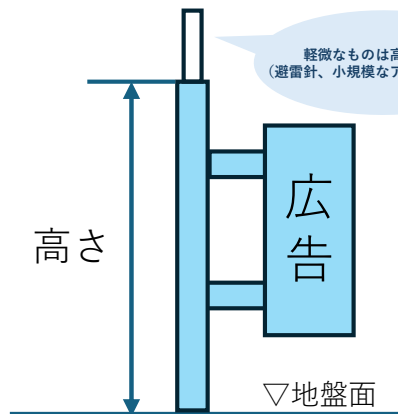
(さがみはら地図情報)

<https://sagamihara.geocloud.jp/webgis/?p=1>

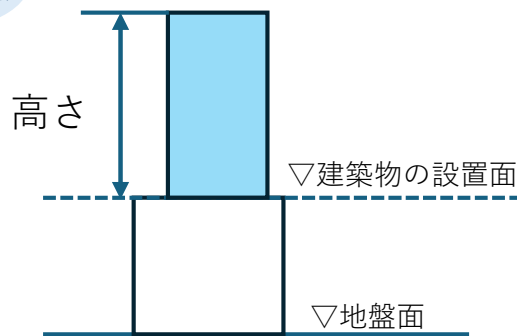


広告塔等の高さについて

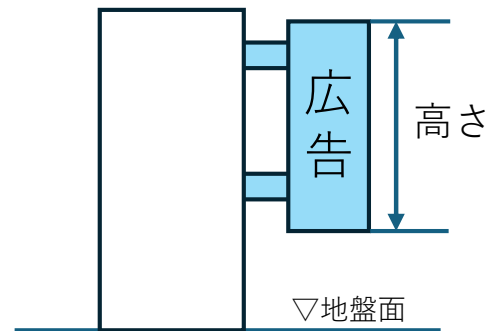
地上または、建築物の屋上や外壁面などに設置される広告塔等は、地盤面又は建築物の設置面などから広告塔等の最高部までの高さとなります。参考図をご確認ください。



(参考図)
独立看板の場合



(参考図)
建築物上にある看板の場合



(参考図)
袖看板の場合

屋外広告物について

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものは、掲出するものにより許可が必要なものがあります。掲出に際しては一定のルールがあるので、右の二次元コードをご参照ください。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/koukoku/index.html>)



建築基準法に関するお問合せ先

相模原市役所 建築審査課
 構造審査班 042-769-8255
 防災・監察班 042-769-8254

屋外広告物条例に関するお問合せ先

相模原市役所 建築政策課
 景観広告班 042-769-9252